

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC (○)
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 ()

【タイトル】 iDeCo 加入可能年齢の上限引上げ等に伴う規定整備について
(DC 法施行規則等改正省令) (パブリック・コメント)

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2026年4月28日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案」についてのパブリック・コメント（意見募集）手続きを開始しました（5月28日まで意見募集）。これは、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年改正法）において、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入区分として第5号加入者（※）が2026年12月1日より追加されること等を踏まえたものです。

※現行の規定においてiDeCoに加入することができない60歳以上70歳未満の者であって、iDeCo 加入申出の日の前日においてiDeCo 加入者であった者、iDeCo 運用指図者であった者、企業型DCの資産のiDeCo への移換の申出をした者、DBの脱退一時金相当額や残余財産のiDeCo への移換の申出をしようとする者又は企業年金連合会からiDeCo への積立金の移換の申出をしようとする者（企業型年金加入者掛金を拠出する者等を除く。）をいう。

《パブリック・コメントHP》

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495260038&Mode=0>

《参考：厚生労働省 HP 2025 年の制度改正》

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2025kaisei.html>

【改正案の概要】 パブリック・コメント HP「概要」を基に、主なものを抜粋

- (1) 第5号加入者のうち企業型 DC や DB 等の企業年金から資産を移換する申出をしようとする者が iDeCo の加入者の資格を取得した後、厚生労働省令で定める期間 (①) 内に、当該申出をしなかった場合、厚生労働省令で定める期間 (②) を経過した日に iDeCo の加入者の資格を喪失すると規定しているところ、①及び②の厚生労働省令で定める期間をいずれも「当該第5号加入者が個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3月」とする。
- (2) iDeCo の加入者掛金の額は、iDeCo の加入者の区分の変更に伴い変更する場合及び厚生労働省令で定める場合を除き拠出単位期間につき1回に限り変更することができる。この、厚生労働省令で定める場合 (=拠出単位期間につき1回までとする制限の例外) に、以下を加える。
 - ・国民年金の付加保険料 (400 円) を納付したこと又は国民年金基金の掛金の額が引き上がることにより、iDeCo+の中小事業主掛金の額と iDeCo 加入者に係る加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように iDeCo 加入者掛金の額を引き下げる場合
- (3) 拠出限度額が 2026 年 12 月 1 日から引き上げられることに伴い、同日から1年間は、改正前の拠出限度額より多い額となるように、企業型 DC の加入者掛金の額又は iDeCo の加入者掛金の額、iDeCo+の中小事業主掛金の額を引き上げる場合を、それぞれの掛金の変更回数の制限の例外とする特例を置くこととする (第5号加入者に係る iDeCo の加入者掛金及び中小事業主掛金を引き上げる場合を除く。)
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

【施行期日等】

公布日 : 2026 年 6 月下旬 (予定)

施行期日 : 2026 年 12 月 1 日

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202604-170-0047-D